

平成 10 年 11 月 5 日より施行
平成 13 年 5 月 22 日一部改定
平成 15 年 5 月 23 日一部改定
平成 27 年 11 月 26 日一部改定

交通工学研究会論文賞・技術賞表彰規程

(表彰の目的)

第1条 交通工学の研究の促進と、交通に関する技術の向上普及を奨励するため以下の賞を与える。

- 一 交通工学研究会論文賞
- 二 交通工学研究会技術賞

(賞の対象)

第2条 各賞の対象は、次のとおりとする。

- 一 交通工学研究会論文賞は、当該暦年1年間に、「交通工学論文集」に掲載された論文の著者を対象とする。
- 二 交通工学研究会技術賞は、当該暦年1年間に、機関誌「交通工学」に掲載された報告及び紹介の対象となった業績、並びに会員が応募または推薦した業績を対象とする。

(受賞者の決定)

第3条 各賞は、原則として、毎年各1件ずつ表彰することとする。

- 2 一般社団法人交通工学研究会組織規程第4条第1項第1号の交通工学研究会論文賞・技術賞選考小委員会(以下「選考小委員会」という。)は、受賞候補者及び受賞候補業績を決定し、総務委員会及び理事会に報告する。
- 3 受賞者及び受賞業績は、選考小委員会の報告に基づき、理事会において決定する。

(表彰)

第4条 受賞者及び受賞業績の表彰は、原則として、通常総会において行う。

(その他)

第5条 選考小委員会の運営その他については別に内規で定める。

付 則

この規程は平成15年10月30日より施行する。
この規定の変更は平成27年11月26日より施行する。